

2014年3月17日

有機加工食品の生産行程管理者
有機加工食品の小分け業者
有機農産物の小分け業者 各位

公益財団法人
自然農法国際研究開発センター
認定事務局長 岩堀 寿

【重要】有機食品に係る施設での薬剤等の取り扱いについて

平素は有機食品の検査認証制度にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。表記に関し、今年度の年次調査において確認された不適合の事例をお知らせします。責任者におかれましては各担当者、従事者らに周知を図り、同様の不適合が発生しないように留意くださいますようお願いいたします。

◎別表に記載のない薬剤等の取り扱いについて

有機では使えないとされている薬剤等が有機食品に係る施設で使われていた事例が複数報告されています。

本来、有機加工食品の日本農林規格においては製造等の工程に係る管理で実施する有害動植物の防除に用いることができるのは別表2の薬剤であり、同様に有機農産物の日本農林規格において収穫以後の工程に係る管理で実施する有害動植物の防除に用いることができるのは別表2の農薬及び別表4の薬剤とされています。

しかし物理的又は生物の機能を利用した方法及びこれらの薬剤等を使用してもなお有害動植物の防除効果が不十分な場合は有機食品の製造や保管を行わない時期に限り、それ以外の薬剤等を使用することができる旨が定められています（有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&A問14-3、有機加工食品の日本農林規格第4条製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理4項）。

ただし、この場合においては、有機食品の製造開始前にこれらの薬剤を除去することが要求されています。

従いまして、日本農林規格の別表に掲げられていない薬剤を使用する可能性がある場合は、有機食品が薬剤に汚染されない管理方法と記録を残す方法について内部規程に定める必要があります。

なお、内部規程に定める前、若しくは使用前には認定事務局まで照会いただきたく存じます。

◎衛生業者に委託した防虫・防鼠対策の実施内容が把握されていない

施設の衛生管理を業者に任せっきりにしており、生産行程管理責任者が衛生管理業者の施工内容や使用禁止資材の使用を把握していなかったために、知らない間に使用禁止資材が施設の防除に使用されていた事例が複数報告されています。

生産行程管理責任者は、自らが防除を行う場合はもちろんですが、外部業者に委託する場合においても、適切な防除が実施されるように管理・把握する責任があります。

また、使用禁止資材はもちろんですが、日本農林規格の別表2及び4に記載されている薬剤等であっても、有機食品への混入等が起きないようにリスク管理方法を内部規程に具体的に定めると共に、衛生管理業者に任せたまにせず、使用薬剤の製品安全データシート（MSDS）や衛生管理業者が作成した施工報告書等を確認し、日本農林規格に従った適切な防除が行われるようにして下さい。

以 上